

訪問型サービスの概要①

	指定相当訪問型サービス (従前相当のサービス)	指定生活援助サービス (区独自基準のサービス(サービスA))
サービス内容	・ 身体介護 入浴介助、買い物に伴う移動介助等、 利用者の身体に直接触れる介助等、ADL の意欲の向上のために利用者と共に 行う自立支援のためのサービス	—
	・ 生活援助 掃除、洗濯、調理、買い物等	・ 生活援助 掃除、洗濯、調理、買い物等
対象者像	身体機能や認知機能の低下が見られ、専門 的な支援が必要な者	指定相当訪問型サービスの対象者像ほどでは ないが、本人や家族が家事を行うことが困難な者
サービス 提供時間	定めはない(介護予防ケアマネジメントに より必要とされた時間)	60分以内/回

訪問型サービスの概要②

	指定相当訪問型サービス (従前相当のサービス)	指定生活援助サービス (区独自基準のサービス (サービス A))
人員等基準	国の定める基準と原則同様 ただし、訪問介護の指定を受けていることが必要	
サービス コード	A 2	A 3
算定単位の 取扱い	月額包括単位	利用 1 回ごとの実績払い
単位	基本報酬 ・ 1 週に 1 回程度：1 1 7 6 単位 ・ 1 週に 2 回程度：2 3 4 9 単位 ・ 1 週に 2 回を超える程度：3 7 2 7 単位	基本報酬 ・ 1 回 2 2 6 単位

訪問型サービスの概要③

	指定相当訪問型サービス (従前相当のサービス)	指定生活援助サービス (区独自基準のサービス (サービス A))
加算・減算	・ 初回加算 ・ 生活機能向上連携加算 ・ 口腔連携強化加算 ・ 介護職員等処遇改善加算 ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ・ 業務継続計画未策定減算 (令和 7 年度より適用開始) ・ 同一建物減算 ※詳細はサービスコード表を参照。	・ 初回加算 ・ 介護職員等処遇改善加算 ※詳細はサービスコード表を参照。
地域単価	11.4円	
利用者負担	保険給付と同じ (所得に応じて 1 割～ 3 割負担)	

通所型サービスの概要①

	指定相当通所型サービス (従前相当のサービス)	指定運動器機能向上サービス (区独自基準のサービス（サービスA）)
サービス内容	通所介護施設での日常生活上の支援や機能訓練	通所介護施設での運動器の機能訓練を主としたサービス
対象者像	身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な者	指定相当通所型サービスの対象者像ほどではない者で、運動器の機能向上が必要な者
サービス提供時間	3時間以上／回	3時間未満／回

通所型サービスの概要②

	指定相当通所型サービス (従前相当のサービス)	指定運動器機能向上サービス (区独自基準のサービス (サービス A))
人員等基準	国の定める基準と原則同様 ただし、通所介護又は事業所所在地の地域密着型通所介護の指定を受けていることが必要	
サービスコード	A 6	A 7
算定単位の取扱い	月額包括単位	利用 1 回ごとの実績払い
単位	基本報酬 ・ 事業対象者・要支援 1 : 1 7 9 8 単位 ・ 事業対象者・要支援 2 (週 1 回程度) : 1 7 9 8 単位 ・ 事業対象者・要支援 2 (週 2 回程度) : 3 6 2 1 単位	基本報酬 ・ 1 回 3 5 6 単位

通所型サービスの概要③

	指定相当通所型サービス (従前相当のサービス)	指定運動器機能向上サービス (区独自基準のサービス (サービスA))
加算の種類	・ 若年性認知症利用者受入加算 ・ 生活機能向上グループ活動加算 ・ 栄養改善加算 ・ 口腔機能向上加算 ・ 一体的サービス提供加算 ・ サービス提供体制強化加算 ・ 生活機能向上連携加算 ・ 口腔・栄養スクリーニング加算 ・ 栄養アセスメント加算 ・ 科学的介護推進体制加算 ・ 介護職員等処遇改善加算	・ 介護職員等処遇改善加算 ・ 科学的介護推進体制加算

通所型サービスの概要④

	指定相当通所型サービス (従前相当のサービス)	指定運動器機能向上サービス (区独自基準のサービス (サービスA))
減算の種類	・ 職員の人員基準欠如による減算 ・ 定員超過減算 ・ 同一建物減算 ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ・ 業務継続計画未策定減算 ・ 送迎未実施減算	・ 職員の人員基準欠如による減算 ・ 定員超過減算
地域単価	10.9円	
利用者負担	保険給付と同じ (所得に応じて1割～3割負担)	